

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

告 示

目 次

| | | |
|-------------------------------|-----------------|---|
| ○指定代理納付者の指定 | (税 務 課) | 一 |
| ○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託 | (同) | 二 |
| ○液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等についての認定 | (消 防 課) | 二 |
| ○生活保護法による医療機関の指定 | (社 会 福 祉 課) | 二 |
| ○生活保護法による介護機関の指定 | (同) | 二 |
| ○生活保護法による施術者の指定 | (同) | 三 |
| ○農業振興地域の変更 | (農 業 振 興 課) | 三 |
| ○肥料の登録有効期間の更新 | (み や ぎ 米 推 進 課) | 三 |
| ○肥料の登録事項の変更 | (同) | 四 |
| ○肥料の登録の失効 | (同) | 四 |
| ○普通肥料の検査結果の公表 | (同) | 四 |
| ○特殊肥料の検査結果の公表 | (同) | 五 |
| ○県営土地改良事業の換地処分 | (農 村 整 備 課) | 六 |
| ○特定農業用ため池の指定 | (同) | 六 |
| ○特定農業用ため池の解除 | (同) | 六 |
| ○保安林の指定の予定 | (森 林 整 備 課) | 六 |
| ○保安林の指定の予定 | (同) | 七 |
| ○保安林の指定実施要件の変更の予定 | (同) | 七 |
| ○道路の区域変更(二件) | (道 路 課) | 八 |
| ○道路の供用開始 | (同) | 八 |
| ○土地区画整理事業の換地処分の届出 | (都 市 計 画 課) | 八 |

ページ

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契 約 課) 九

○開発行為に関する工事の完了 (建 築 宅 地 課) 一

選挙管理委員会

○政治団体の届出 一一

○政治団体の届出事項の異動届 一一

○政治団体の解散届 一二

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) 一三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) 一三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分) 一三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分) 一四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分) 一四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分) 一四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分)) 一五

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分) 一七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分) 一九

○資金管理団体の届出 一九

○資金管理団体の届出事項の異動届 二〇

○資金管理団体の指定取消し等の届出 二〇

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分)) 二〇

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分) 二〇

宮城海区漁業調整委員会

○流し網漁業等の制限 二〇

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 二四

告 示

○宮城県告示第八百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
S Bペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
Pay Pay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 三 指定期間
令和三年十一月二日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百二十号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八條第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和三年十一月二日次のとおり委託した。
令和三年十一月二十六日

一 委託の相手方
東京都中央区京橋二丁目二番一号
株式会社さとふる
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間
令和三年十一月二日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百二十一号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五條の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者について、次のとおり保安の確保の方法等の認定をしたので、同法第八十八條第二項第一号の規定により公示する。
令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|---|------------------------------|---|--------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 塩釜ガス株式会社 代表取締役 稲井 健一 | 住所又は所在地 塩竈市港町一丁目五番 十七号 | 保安確保機器の設置及び管理の方法の別 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第二号 （第二号認定） | 認定年月日 令和三年十一月十日 |
|---|------------------------------|---|--------------------|

○宮城県告示第八百二十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。
令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|----------------------|-----------|
| イオン薬局気仙沼店 | 気仙沼市赤岩館下六一一外 | 令和三年九月一日 |
| イオン薬局名取店 | 名取市杜せきのした五丁目三番地一 | 令和三年九月一日 |
| イオン薬局多賀城店 | 多賀城市町前四丁目一番一号 | 令和三年九月一日 |
| 梅ノ木・歯科クリニック | 登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目一十九 | 令和三年九月一日 |
| イオン薬局古川店 | 大崎市古川旭二丁目二番一号 | 令和三年九月一日 |
| イオン薬局富谷店 | 富谷市大清水一丁目三十三一 | 令和三年九月一日 |
| イオン薬局イオンスタイル新利府 | 宮城郡利府町新中道三丁目一一一 | 令和三年九月一日 |
| みやぎ南部整形外科クリニック | 一 巨理郡巨理町逢隈高屋字石堂百八十七一 | 令和三年四月一日 |

○宮城県告示第八百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域密着型介護老人福祉施設

| | | | | | | | | | |
|--------|---------------|---------|------------------|--------|------------------|---------|------------------|-------|------------|
| 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム金成の家 | 事業所の所在地 | 栗原市金成沢辺宇南百八十九番地一 | 申請者の名称 | 栗原市金成沢辺宇南百八十九番地一 | 申請者の所在地 | 栗原市金成沢辺宇南百八十九番地一 | 指定年月日 | 令和三年三月二十三日 |
|--------|---------------|---------|------------------|--------|------------------|---------|------------------|-------|------------|

○宮城県告示第八百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | |
|----|-------|--------|-------------|-------------|------------------|-------|-----------|
| 氏名 | 千葉 将吾 | 施術所の名称 | イーグル整骨院七ヶ浜店 | 住所又は施術所の所在地 | 宮城県七ヶ浜町遠山三ー四一六十六 | 指定年月日 | 令和三年九月十三日 |
|----|-------|--------|-------------|-------------|------------------|-------|-----------|

○宮城県告示第八百二十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭

和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和三年十一月二十六日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊一のとおり

○宮城県告示第八百二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 登録年月日 | 登録番号 (宮城県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | | | その他の規格 | 生産業者の氏名 又は名称 | 生産業者の住所 | 有効期限 |
|------------|---------------|--------|----------------|----------|-------|------|------------------|------------------------|------------|------|
| | | | | 窒素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | | | | |
| 令和三年七月二十七日 | 第五九一号 | 魚かす粉末 | 気仙沼弁天魚かす | 一〇・〇 | 四・五 | | 気仙沼センター水産加工業協同組合 | 宮城県気仙沼市朝日町十番地四 | 令和九年八月三十一日 | |
| 令和三年七月二十七日 | 第五九二号 | 魚かす粉末 | 気仙沼弁天魚かす(ベレット) | 一〇・〇 | 四・五 | | 気仙沼センター水産加工業協同組合 | 宮城県気仙沼市朝日町十番地四 | 令和九年八月三十一日 | |
| 令和三年八月二十六日 | 第五一四号 | 副産石灰肥料 | かきパワー | | | | 有限会社シェルズ | 宮城県宮城郡松島町北小泉字鴻ノ巣四十九番地七 | 令和九年九月二十九日 | |
| 令和三年九月十五日 | 第五六五号 | 副産石灰肥料 | 45肥料かきがら石灰 | | | | 株式会社オクト | 栃木県栃木市沼和田町五番四十一号 | 令和九年九月二十八日 | |
| 令和三年九月二十一日 | 第二六八号 | 魚かす粉末 | 太協9・0魚粕粉末 | 九・〇 | 三・〇 | | 太協物産株式会社 | 宮城県石巻市湊町四丁目一番七号 | 令和九年十月二十一日 | |
| 令和三年十月二十日 | 第五一五号 | 副産石灰肥料 | 45・0カキ副産石灰松1号 | 四五・〇 | | | 有限会社鈴きユウカンセンター | 宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山五丁目三番地二十五 | 令和九年十一月十七日 | |

○宮城県告示第八百二十七号
 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更をした。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 登録番号 (宮城県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 生産業者の氏名又は 名称及び住所 | 変更の内容 | | 変更年月日 | |
|---------------|--------|-----------------|---|-------|------------|-------------|----------------|
| | | | | 変更事項 | 変更前 | | 変更後 |
| 第六〇八号 | 乾燥菌体肥料 | 女川水産1号 | 株式会社フイツシャリ1サポルトおながわ 宮城県牡鹿郡女川町市場通り七二番 | 代表者 | 川田 達也 | 撰梅 達也 | 令和三年 六月十五日 |
| 第五八〇号 | 副産石灰肥料 | 45.0貝殻石 灰稔1号 | 有限会社千葉肥料 宮城県牡鹿郡女川町尾浦字尾浦一五六番地 | 肥料名称 | 45.0貝殻石灰肥料 | 45.0貝殻石灰稔1号 | 令和三年 八月二十六日 |
| 第五八七号 | 消石灰 | 70消石灰 | 東亜産業株式会社 宮城県仙台市西區横川町三丁目九番二九号 | 代表者 | 国光栄介 | 岡本與平 | 令和三年 八月三十一日 |
| 第五八八号 | 消石灰 | 70防散消石灰 | 東亜産業株式会社 宮城県仙台市西區横川町三丁目九番二九号 | 代表者 | 国光栄介 | 岡本與平 | 令和三年 八月三十一日 |

○宮城県告示第八百二十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 失効年月日 | 登録番号 (宮城県) | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | | | その他の規格 | 生産業者の氏名 又は名称 | 生産業者の住所 |
|--------------|---------------|--------|--------|----------|-------|--|------------------|--------------------|---------|
| | | | | 窒素全量 | りん酸全量 | 加里全量 | | | |
| 令和三年 十月七日 | 第五六六号 | 副産石灰肥料 | 飯沼ミラクル | アルカリ分 | 四五・〇 | 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり | ナノ・フルボ酸鉄 株式会社 | 宮城県仙台市宮城野区田子西一〇〇番地 | |

○宮城県告示第八百二十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和三年七月～令和三年八月分

| 肥料の種類等 | 保証票添付者 | 肥料の名称 | 検査の概要 | | 備考 |
|--------|------------|------------|-----------|------|---------------------|
| | | | 項目 | 指摘事項 | |
| 消石灰 | 宮城石灰工業株式会社 | 65消石灰 | 主成分ーアルカリ分 | | 立入年月日 令和三年七月二十七日 |
| 消石灰 | 宮城石灰工業株式会社 | 70消石灰 | 主成分ーアルカリ分 | | 立入年月日 令和三年七月二十七日 |
| 副産石灰肥料 | 有限会社千葉肥料 | 45・0貝殻石灰肥料 | 主成分ーアルカリ分 | | 立入年月日 令和三年八月十一日 |
| 副産石灰肥料 | 誠信産業株式会社 | カキガラ副産石灰 | 主成分ーアルカリ分 | | 立入年月日 令和三年八月十一日 |
| 副産石灰肥料 | 東方工業株式会社 | 東方カキガラ副産石灰 | 主成分ーアルカリ分 | | 立入年月日 令和三年八月十一日 |

(注) 一 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
 二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値と比較した結果である。

○宮城県告示第八百三十号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、

特殊肥料の検査結果の結果を次のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和三年七月〜令和三年九月分

| 特殊肥料名 | 生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届出商品名(及び商品名) | 検査の結果 | | | | | | | 備考 | | |
|-------|------------------------|--------------|---------|----------|---------|------------|-------------|---------|-------|------|----------|-------------------|
| | | | 窒素全量(%) | りん酸全量(%) | 加里全量(%) | 銅全量(mg/kg) | 亜鉛全量(mg/kg) | 石灰全量(%) | 炭素窒素比 | | 水分含有量(%) | その他検査 |
| 堆肥 | 新みやぎ農業協同組合 | 菌床入りCE堆肥 | 〇・九二 | 〇・五六 | 〇・六一 | | | 一三・八 | 二二・七 | 三九・六 | | 立入年月日 令和三年七月一日 |
| 堆肥 | 黄海啓一 | たい肥 | 一・三三三 | 一・五二 | 二・二二二 | | | | 一〇・七 | 四一・五 | | 立入年月日 令和三年七月五日 |
| 堆肥 | 富士見工業株式会社 | 醗酵けいふん | 三・七六 | 四・二四 | 三・九九 | | 五二二 | 一三・八 | 六・〇 | 二〇・五 | | 立入年月日 令和三年八月二日 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------------------|----------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|--------------------|-----------------------|
| 堆肥 | アイ・ティール・エスファーム株式会社 | 地力(粉) | 三・六七 | 四・二三 | 三・九二 | | | | 五三〇 | 六・〇 | 二〇・三 | | 立入年月日 令和三年 八月二日 |
| 堆肥 | 協業組合松島清掃公社 | 菜有機 | 二・二五 | 二・一九 | 一・三二 | | | | | 八・八 | 二九・九 | | 立入年月日 令和三年 八月二日 |
| 堆肥 | 三上史人 | 堆肥 | 〇・五七 | 〇・七三 | 〇・六二 | | | | | 一五・四 | 六一・一 | | 立入年月日 令和三年 八月二日 |
| 堆肥 | 株式会社TMR | カルパワーソイル | 一・〇五 | 二・二〇 | 一・四七 | | | | | 二七・三 | 一〇・九 | | 立入年月日 令和三年 九月八日 |
| 堆肥 | 株式会社TMR | アグリPソイル | 一・六三 | 三・〇六 | 二・〇六 | | | | | 一七・二 | 一三・五 | 苦土全量 マンガン 全量 | 立入年月日 令和三年 九月八日 |
| 堆肥 | みやぎ登米農業協同組合 | スーパーミノール | 一・七一 | 二・九七 | 一・八三 | 七〇・〇 | 二七六 | 一三・六 | 三一・二 | | | | 立入年月日 令和三年 九月八日 |

備考 分析値は全て現物当たりの数値である。

○宮城県告示第八百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年十一月二十六日

一 処分を行った地区の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

七ヶ浜地区

二 処分の年月日

令和三年十一月十七日

○宮城県告示第八百三十二号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称

特定農業用ため池の所在地

指定の年月日

下板橋二号ため池

登米市迫町新田字下板橋三番地九

令和三年十一月二十六日

○宮城県告示第八百三十三号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定によりした次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称

特定農業用ため池の所在地

指定解除の年月日

一枚橋ため池

大崎市古川北宮沢字二反田二

令和三年十一月二十六日

○宮城県告示第八百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

仙台市若林区荒浜字南官林一八の一、一八の六、一八の八

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大萱沢一二九の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字大萱沢一二九の五（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る）、刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|--|
| 石巻市湊字隠里山二番二地先から 同市湊字根上り松一八番地先まで | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | |
| 前 | 一一・四 二九・五 | 四八五・二 | |
| 後 | 一一・六 二八・四 | 四八五・二 | |

○宮城県告示第八百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼蔵王線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | |
|--|-----------------|-----------------|--|
| 柴田郡村田町大字小泉字北赤坂山七番五地 先から 同郡同町大字小泉字新堤四番五地先まで | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | |
| 前 | 一一・〇 四二・七 | 四三七・六 | |
| 後 | 一一・〇 四二・七 | 四三七・六 | |

○宮城県告示第八百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|------|--------------------------------------|----------------|
| 一般国道 | 三九八号 | 石巻市八幡町一丁目一番三七地先から 同市湊字根上り松一八番地先まで | 令和三年 十一月三十日 |

○宮城県告示第八百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
石巻市
- 三 事務所の所在地
石巻市穀町十四番一号
- 四 換地処分の年月日
令和三年四月八日、令和三年四月二十六日、令和三年五月三十一日、令和三年六月二十八日、令和三年八月二十五日、令和三年十月六日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和三年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 観光ビジネス実習設備用機器類 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和四年三月二十二日(火)
- 4 納入場所 仕様書のとおり

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいす

れかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和三年十二月一日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続

きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 須藤 凜太郎 電話〇二二二二二一三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和三年十二月一日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十二月一日(水)午前九時から令和三年十二月三日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年十二月三日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年十二月七日(火)午前九時から令和三年十二月九日(木)午後五時までに
書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年十二月九日(木)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年十二月十日(金)午前十時 宮城県庁行政庁舎十階 一〇二会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一十号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Training equipment for tourism business. 1 set

2 Deadline for Delivery : March 22, 2022 (Tues)

3 Place of Delivery : As written in the specification

4 Deadline for Bid Submission : December 9, 2021 (Thur.) 5 : 00P.M.

5 Contact information : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan

Miyagi Prefecture 980-8570 Japan

Tel. 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十一月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県郡利府町利府字城内五十番三

宮城県郡利府町神谷沢字新宮ヶ崎七十六番地三

カーサレイールⅢ 二〇二号

櫻井 光

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

(1) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地（第一号） 公職の種類 村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

日本維新の会 春藤沙弥香 庄司 一美 仙台市泉区 衆議院議員 〇 令和三年 十月六日

衆議院宮城県第1選挙区支部 黒松二一四 〇 令和三年 十月六日

日本維新の会 早坂 敦 庄司 一美 仙台市青葉区中江一 衆議院議員 〇 令和三年 十月六日

衆議院宮城県第4選挙区支部 九一九 〇 令和三年 十月六日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

自由民主党宮城支部 大場 一豊 三浦 和茂 栗原市築館上高森四九一 〇 令和三年 十月六日

城島クリーンセンター支部 五 九月七日

自由民主党宮城支部 跡部 薫 亀谷 輝彦 仙台市青葉区双葉ヶ丘一 〇 令和三年 十月十二日

城島仙台市青葉区第二支部 一三〇一二二

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

伊藤俊後援会 伊藤 俊 伊藤 俊 本吉郡南三陸町歌津皿貝四三一 〇 令和三年 九月二十二日

○宮選管告示第百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|--------|------|---|---|-------|
|---------|--------|------|---|---|-------|

| | | | | | |
|-------------|-------|------------|---------------|---------------|------------|
| 自由民主党七ヶ宿町支部 | 今野三喜男 | 主たる事務所の所在地 | 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原七九 | 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原八二 | 令和三年八月三十一日 |
|-------------|-------|------------|---------------|---------------|------------|

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 今野三喜男 | 代表者の氏名 | 渡部 重孝 |
| 会計責任者の氏名 | 梅津 政志 | 会計責任者の氏名 | 高橋 茂美 |

| | | | |
|----------|------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 野田 譲 | 代表者の氏名 | 渡辺 博 |
| 会計責任者の氏名 | 野田 譲 | 会計責任者の氏名 | 菊地 崇良 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 伊藤 行雄 | 代表者の氏名 | 鹿野 利徳 |
| 会計責任者の氏名 | 伊藤 行雄 | 会計責任者の氏名 | 鹿野 利徳 |

| | | | |
|----------|------|----------|------|
| 代表者の氏名 | 鈴木 求 | 代表者の氏名 | 鈴木 求 |
| 会計責任者の氏名 | 鈴木 求 | 会計責任者の氏名 | 鈴木 求 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 板橋 隆二 | 代表者の氏名 | 板橋 隆二 |
| 会計責任者の氏名 | 板橋 隆二 | 会計責任者の氏名 | 板橋 隆二 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 伊藤 直樹 | 代表者の氏名 | 伊藤 直樹 |
| 会計責任者の氏名 | 伊藤 直樹 | 会計責任者の氏名 | 伊藤 直樹 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 鎌田 佳昭 | 代表者の氏名 | 鎌田 佳昭 |
| 会計責任者の氏名 | 鎌田 佳昭 | 会計責任者の氏名 | 鎌田 佳昭 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 代表者の氏名 | 猪又 隆広 | 代表者の氏名 | 猪又 隆広 |
| 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 | 会計責任者の氏名 | 猪又 隆広 |

| | | | | | |
|---------|-------|------------|---------------|---------------|----------|
| 及川圭助後援会 | 及川 圭助 | 主たる事務所の所在地 | 登米市南方町畑岡下九三一一 | 登米市南方町狼掛一五一一一 | 令和三年三月十日 |
|---------|-------|------------|---------------|---------------|----------|

| | | | | | |
|---------|-------|--------|-------|-------|-----------|
| 小澤陽子後援会 | 高橋 辰郎 | 代表者の氏名 | 高橋 辰郎 | 小澤 陽子 | 令和三年九月三十日 |
|---------|-------|--------|-------|-------|-----------|

| | | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|-------|-----------|
| 佐藤正昭連合後援会 | 佐藤 和宏 | 代表者の氏名 | 佐藤 和宏 | 佐藤 昭男 | 令和元年八月二十日 |
|-----------|-------|--------|-------|-------|-----------|

| | | | | | |
|--------|-------|------------|---------------|-------------|----------|
| 菅原茂後援会 | 大越 知明 | 主たる事務所の所在地 | 気仙沼市笹が陣五一一八一六 | 気仙沼市港町五〇八一五 | 令和三年三月三日 |
|--------|-------|------------|---------------|-------------|----------|

| | | | | | |
|-----|-------|---------|-----|----------|----------|
| 中塩塾 | 秋月富寿夫 | 政治団体の名称 | 中塩塾 | 大日本救国防衛隊 | 令和二年四月一日 |
|-----|-------|---------|-----|----------|----------|

| | | | | | |
|-------|-------|------------|------------------|----------------|-----------|
| 21世紀会 | 小林 照和 | 主たる事務所の所在地 | 仙台市宮城野区日の出町一一一三五 | 仙台市宮城野区扇町三一六一一 | 令和二年四月十五日 |
|-------|-------|------------|------------------|----------------|-----------|

| | | | | | |
|---------|-------|--------|-------|-------|-----------|
| 細川運一後援会 | 赤坂 和男 | 代表者の氏名 | 赤坂 和男 | 赤坂 昭一 | 令和三年一月十一日 |
|---------|-------|--------|-------|-------|-----------|

| | | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|-------|----------|
| 三浦またひで後援会 | 伊藤 好一 | 代表者の氏名 | 伊藤 好一 | 五十嵐信一 | 令和三年一月十日 |
|-----------|-------|--------|-------|-------|----------|

| | | | | | |
|----------|-------|--------|-------|----|------------|
| 宮城県獣医師連盟 | 渡邊 清博 | 代表者の氏名 | 渡邊 清博 | 裕明 | 令和三年七月二十九日 |
|----------|-------|--------|-------|----|------------|

| | | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|----|----------|
| 宮城県商工政治連盟 | 渡邊 新美 | 代表者の氏名 | 渡邊 新美 | 春男 | 令和三年七月一日 |
|-----------|-------|--------|-------|----|----------|

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|-------|----------|
| 遠田支部 | 玉手 哲男 | 代表者の氏名 | 玉手 哲男 | 上野 伸一 | 令和三年四月一日 |
|------|-------|--------|-------|-------|----------|

| | | | | | |
|----------|------|--------|------|-------|----------|
| やつむつお後援会 | 山下 純 | 代表者の氏名 | 山下 純 | 日下 勝彦 | 令和三年三月一日 |
|----------|------|--------|------|-------|----------|

| | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|---------|-----------|
| 山下純後援会 | 遊佐美由紀 | 代表者の氏名 | 遊佐美由紀 | 勝山三二七一一 | 令和二年五月十二日 |
|--------|-------|--------|-------|---------|-----------|

| | | | | | |
|----------|-------|--------|-------|---------|-----------|
| ゆさみゆき応援団 | 遊佐美由紀 | 代表者の氏名 | 遊佐美由紀 | 勝山三二七一一 | 令和二年五月十二日 |
|----------|-------|--------|-------|---------|-----------|

| | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|
| ○宮選管告示第七十一号 | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和三年十一月二十六日

令和三年十一月二十六日

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

赤間滋後援会 赤間 滋 令和三年三月十八日

猪股俊一後援会 鎌田 佳昭 令和二年十二月三十一日

氏家英人「登米三九会」 氏家 英人 平成三十一年三月三十一日

遠藤久和後援会 遠藤 久和 令和三年四月八日

及川長太郎後援会 小野寺富士男 令和二年三月十六日

おいかわ英樹を市政に送る会 及川 英樹 令和三年三月十八日

健友会 菊地健次郎 令和三年三月九日

佐藤勇後援会 千葉 恭一 平成二十九年三月三十一日

佐藤澄男後援会 高橋 寛 令和元年十二月二十二日

菅原辰雄後援会 阿部 忠雄 令和三年五月二十一日

鈴木初雄後援会 加藤 純一 令和二年六月三十日

鈴木ひでまさ後援会 大川 茂 令和元年十二月三十一日

只野九十九後援会 八木しみ子 令和二年三月三十一日

21紀会 小林 照和 令和二年九月三十日

平井たかあき後援会 平井 隆章 令和二年十二月三十一日

史都多賀城を元気にする会 青木 罔翰 令和三年三月九日

三浦すすむ後援会 三浦 進 令和三年四月一日

山口実後援会 相原 繁雄 令和元年十二月三十日

山路澄雄後援会 山路 澄雄 令和元年十二月三十一日

友九会 只野九十九 令和二年三月三十一日

○宮選管告示第百七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

猪股俊一後援会

報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

（その他の政治団体）

猪股俊一後援会

報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

（その他の政治団体）

猪股俊一後援会

報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)

1 収入総額 0

| | |
|---|--|
| <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤勇後援会</p> <p>報告年月日 2. 11. 30 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第百七十五号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年十一月二十六日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> | <p>猪股俊一後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>氏家英人「登米三九会」</p> <p>報告年月日 2. 11. 12 (31. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤勇後援会</p> <p>報告年月日 2. 11. 30 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第百七十七号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年十一月二十六日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> |
| <p>(その他の政治団体)</p> <p>猪股俊一後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤勇後援会</p> <p>報告年月日 2. 11. 30 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第百七十六号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年十一月二十六日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(その他の政治団体)</p> | <p>(その他の政治団体)</p> <p>猪股俊一後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>氏家英人「登米三九会」</p> <p>報告年月日 2. 11. 12 (31. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>鈴木ひでまさ後援会</p> <p>報告年月日 3. 2. 12 (1. 12. 31解散)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>1 収入総額 530</p> <p>前年繰越額 530</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>山路燈雄後援会</p> <p>報告年月日 2. 3. 24 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>〇同額額印に添付し、</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年十一月二十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 菅 川 章太郎</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>(資金管理団体) 遠藤久和後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤 久和 資金管理団体の届出に係る公職の種類 セナ河町議会議員 報告年月日 3. 4. 8 (3. 4. 8解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>おいかわ英樹を市政に送る会 資金管理団体の届出をした者の氏名 及川 英樹 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 3. 3. 19 (3. 3. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>友九会 資金管理団体の届出をした者の氏名 只野九十九 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員</p> | <p>報告年月日 2. 2. 5 (2. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 673,434</p> <p>前年繰越額 473,430</p> <p>本年収入額 200,004</p> <p>2 支出総額 500,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 200,000</p> <p>政治団体分 200,000</p> <p>その他の収入 4</p> <p>一件十万円未満のもの 4</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 500,000</p> <p>寄附・交付金 500,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>自由民主党宮城県支部連合会 200,000 仙台市青葉区</p> <p>〔その他の政治団体〕</p> <p>赤間滋後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 19 (3. 3. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>猪股俊一後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>氏家英人「登米三九会」</p> <p>報告年月日 2. 11. 12 (31. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤登男後援会</p> <p>報告年月日 3. 3. 25 (1. 12. 22解散)</p> |
|--|---|

| | | | |
|------------------------------|---------|------------------------------|-------------|
| 1 収入総額 | 115,389 | 事務所費 | 580,424 |
| 前年繰越額 | 115,389 | 5 寄附の内訳 | |
| 2 支出総額 | 111,910 | 〔政治団体分〕 | |
| 3 支出の内訳 | | 友九会 | 500,000 登米市 |
| 政治活動費 | 111,910 | 平井たかあき後援会 | |
| その他の経費 | 111,910 | 報告年月日 3. 4. 14 (2. 12. 31解散) | |
| 菅原辰雄後援会 | | 1 収入総額 | 100,644 |
| 報告年月日 3. 5. 21 (3. 5. 21解散) | | 本年収入額 | 100,644 |
| 1 収入総額 | 0 | 2 支出総額 | 100,644 |
| 2 支出総額 | 0 | 3 本年収入の内訳 | |
| 鈴木初雄後援会 | | 寄附 | 20,000 |
| 報告年月日 2. 3. 5 (2. 6. 30解散) | | 個人分 | 20,000 |
| 1 収入総額 | 26,500 | 借入金 | 20,000 |
| 前年繰越額 | 26,500 | 平井隆章 | 80,644 |
| 2 支出総額 | 0 | 4 支出の内訳 | 80,644 |
| 鈴木ひでまさ後援会 | | 政治活動費 | 100,644 |
| 報告年月日 3. 2. 12 (1. 12. 31解散) | | 組織活動費 | 18,629 |
| 1 収入総額 | 530 | 選挙関係費 | 82,015 |
| 前年繰越額 | 530 | 5 寄附の内訳 | |
| 2 支出総額 | 0 | 〔個人分〕 | |
| 只野九十九後援会 | | 年間五万円以下のもの | 20,000 |
| 報告年月日 2. 2. 5 (2. 3. 31解散) | | 山口実後援会 | |
| 1 収入総額 | 618,841 | 報告年月日 2. 3. 26 (1. 12. 30解散) | |
| 前年繰越額 | 118,841 | 1 収入総額 | 357,532 |
| 本年収入額 | 500,000 | 前年繰越額 | 228,532 |
| 2 支出総額 | 580,424 | 本年収入額 | 129,000 |
| 3 本年収入の内訳 | | 2 支出総額 | 357,532 |
| 寄附 | 500,000 | 3 本年収入の内訳 | |
| 政治団体分 | 500,000 | 寄附 | 75,000 |
| 4 支出の内訳 | | 個人分 | 75,000 |
| 経常経費 | 580,424 | 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 54,000 |

| | |
|---|---|
| <p>山口実後援会総会</p> <p>4 支出の内訳</p> <p> 経常経費 40,000</p> <p> 人件費 40,000</p> <p>政治活動費 317,532</p> <p> 機関紙誌の発行その他の事業費 308,230</p> <p> 機関紙誌の発行事業費 132,999</p> <p> その他の事業費 155,231</p> <p> 寄附・交付金 9,302</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p> 〔個人分〕</p> <p> 年間五万円以下のもの 75,000</p> <p>山路登雄後援会</p> <p>報告年月日 2. 3. 24 (1. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県選挙管理委員会</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年十一月二十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>遠藤久和後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤 久和</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 セナブ町議会議員</p> <p>報告年月日 3. 4. 8 (3. 4. 8解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> | <p>おいかわ英樹を市政に送る会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 及川 英樹</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 3. 3. 19 (3. 3. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>健友会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地健次郎</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市長</p> <p>報告年月日 3. 3. 9 (3. 3. 9解散)</p> <p>1 収入総額 547,056</p> <p> 前年繰越額 107,056</p> <p> 本年収入額 440,000</p> <p>2 支出総額 530,938</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p> 寄附 440,000</p> <p> 個人分 440,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p> 経常経費 79,958</p> <p> 事務所費 79,958</p> <p> 政治活動費 450,980</p> <p> 組織活動費 440,040</p> <p> 選挙関係費 10,940</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p> 〔個人分〕</p> <p> 菊地健次郎 440,000 多賀城市</p> <p> 三浦すすむ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 三浦 進</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 加美町議会議員</p> <p>報告年月日 3. 3. 29 (3. 4. 1解散)</p> <p>1 収入総額 11,028</p> |
|---|---|

解 公 報

| | | | |
|-----------------------------|---------|------------------------------|-------------|
| 前年繰越額 | 11,028 | 1 収入総額 | 26,500 |
| 2 支出総額 | 0 | 前年繰越額 | 26,500 |
| 友九会 | | 2 支出総額 | 0 |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 只野九十九 | | 只野九十九後援会 | |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 | | 報告年月日 2. 6. 5 (2. 3. 31解散) | |
| 報告年月日 2. 6. 5 (2. 3. 31解散) | | 1 収入総額 | 211,851 |
| 1 収入総額 | 173,434 | 前年繰越額 | 38,417 |
| 前年繰越額 | 173,434 | 本年収入額 | 173,434 |
| 2 支出総額 | 173,434 | 2 支出総額 | 211,851 |
| 3 支出の内訳 | | 3 本年収入の内訳 | |
| 政治活動費 | 173,434 | 寄附 | 173,434 |
| 寄附・交付金 | 173,434 | 政治団体分 | 173,434 |
| (その他の政治団体) | | 支出の内訳 | |
| 赤間滋後援会 | | 経常経費 | 211,851 |
| 報告年月日 3. 3. 19 (3. 3. 18解散) | | 事務所費 | 211,851 |
| 1 収入総額 | 0 | 5 寄附の内訳 | |
| 2 支出総額 | 0 | 〔政治団体分〕 | |
| 猪股俊一後援会 | | 友九会 | 173,434 登米市 |
| 報告年月日 3. 3. 8 (2. 12. 31解散) | | 2 1 紀会 | |
| 1 収入総額 | 0 | 報告年月日 2. 11. 16 (2. 9. 30解散) | |
| 2 支出総額 | 0 | 1 収入総額 | 598,537 |
| 及川長太郎後援会 | | 前年繰越額 | 598,533 |
| 報告年月日 2. 3. 16 (2. 3. 16解散) | | 本年収入額 | 4 |
| 1 収入総額 | 0 | 2 支出総額 | 231,46 |
| 2 支出総額 | 0 | 3 本年収入の内訳 | |
| 菅原辰雄後援会 | | その他の収入 | 4 |
| 報告年月日 3. 5. 21 (3. 5. 21解散) | | 一件十万円未満のもの | 4 |
| 1 収入総額 | 0 | 4 支出の内訳 | |
| 2 支出総額 | 0 | 政治活動費 | 231,46 |
| 鈴木初雄後援会 | | その他の経費 | 231,46 |
| 報告年月日 2. 7. 3 (2. 6. 30解散) | | 平井たかあき後援会 | |

報告年月日 3. 4. 14 (2. 12. 31解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

史都多賀城を元気にする会

報告年月日 3. 3. 9 (3. 3. 9解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

○阿蘇郡阿蘇町八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第二項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

速藤久和後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 速藤 久和

資金管理団体の届出に係る公職の種類 テナメント議会議員

報告年月日 3. 4. 8 (3. 4. 8解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

おいかわ英樹を市政に送る会

資金管理団体の届出をした者の氏名 及川 英樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 3. 3. 19 (3. 3. 18解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

健友会

資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地健次郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市長

報告年月日 3. 3. 10 (3. 3. 9解散)

1 収入総額 16118
前年繰越額 16118
2 支出総額 0

三浦すすむ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 三浦 進

資金管理団体の届出に係る公職の種類 加美町議会議員

報告年月日 3. 4. 30 (3. 4. 1解散)

1 収入総額 11,028
前年繰越額 11,028
2 支出総額 11,028
3 支出の内訳 11,028

経常経費 11,028

備品・消耗品費 11,028

（その他の政治団体）

赤間滋後援会

報告年月日 3. 3. 19 (3. 3. 18解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

菅原辰雄後援会

報告年月日 3. 5. 21 (3. 5. 21解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

史都多賀城を元気にする会

報告年月日 3. 3. 10 (3. 3. 9解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

○阿蘇郡阿蘇町八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和三年十一月二十六日

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

| 資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|---------|-----------|-------------|------------|
| 田村 誠明 | 石巻市議会議員 | 田村ともはる後援会 | 石巻市流留字町二六一五 | 令和三年九月二十九日 |

○宮選管告示第百八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|------|-----------------|-----------------|-----------|
| 猪又 隆広 | 猪又隆広後援会 | | 仙台市若林区河原町一丁目二五二 | 仙台市若林区南材木町八一 | 令和二年七月一日 |
| 山下 純 | 山下純後援会 | | 仙台市宮城野区二の森二丁目二〇 | 仙台市青葉区二日町二丁目一 | 令和三年三月一日 |
| 遊佐美由紀 | ゆさみゆき応援団 | | 仙台市青葉区東勝山三丁目二七二 | 仙台市青葉区東勝山二丁目一七二 | 令和二年五月十二日 |

○宮選管告示第百八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

| 法第十九条第三項第二号による届出 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 遠藤 久和 | 遠藤久和後援会 | 令和三年四月八日 |
| 及川 英樹 | おいかわ英樹を市政に送る会 | 令和三年三月十八日 |
| 菊地健次郎 | 健友会 | 令和三年三月九日 |

只野九十九 友九会 令和二年三月三十一日

三浦 進 三浦すすむ後援会 令和三年四月一日

○宮選管告示第百八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成三十一年分(令和元年分)収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

○宮選管告示第百八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった令和二年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊三のとおり公表する。

令和三年十一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和三年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和四年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

三 漁業時期

令和四年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

五 操業の条件

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三号）第六十条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

四による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を漁業時期終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

印

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

| 一連 番号 | 船 名 | 漁船登録番号 | 総トン数 | 推 進 種 馬 | 機 関 及 力 | 操 業 期 の 日 数 | 届 出 者 | | 着 業 業 種 | | |
|----------|-----|--------|------|------------------|------------------|----------------------------|-------|-----|---------|------|------|
| | | | | | | | 住 所 | 氏 名 | 流し網 | はえなわ | はもどう |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

様式第2号

流し網, はえなわ, はもどう漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 船名 丸 (漁船登録番号 -)
- 2 届出した着業種 流し網, はえなわ, はもどう (※届出している業種 (漁業) に○印を記入する。)
- 3 変更の内容

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |

4 変更の理由

(A4縦)

様式第3号

流し網漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

| 所屬漁協名 | 乗組員数 | 人 |
|--------------|--------------------|-----------|
| 船名 | 目合: | 寸 分 (cm) |
| 漁船登録番号 | 1張り当たりの総延長: | m |
| 総トン数 | 1張り当たりの使用反数: | 反 |
| 推進機関の種類及び馬力数 | 総使用張り数: | 張り |
| 式 | (※何張り敷設しているか記入する。) | |

1 操業状況

| 月 | 操業日数 | 主な魚種別漁獲量 (kg) | | 金額 (円) |
|----|------|---------------|-----|--------|
| | | 計 | その他 | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 計 | | | | |

2 操業に要した所要経費

| 漁具費 | 経費 (千円) | | 経費合計(千円) |
|-----|---------|-----|----------|
| | 燃料費 | 人件費 | |
| | | | |
| | | | |

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○○人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

| | | | | |
|--------------|-----------|--------------|-------------------------|--|
| 所属漁協名 | | 乗組員数 | 人 | |
| 船名 | | 1張り当たりの総延長: | m | |
| 漁船登録番号 | - | 1張り当たりの使用針数: | 本 | |
| 総トン数 | トン | 総使用張り数: | 張り | |
| 推進機関の種類及び馬力数 | 馬力又はキロワット | 規 | 模 (※何張り敷設しているか記入する。) | |

1 操業状況

| 月 | 操業日数 | 主な魚種別漁獲量 (kg) | | 金額 (円) |
|----|------|---------------|---|--------|
| | | その他 | 計 | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 計 | | | | |

2 操業に要した所要経費

| 漁具費 | 燃料費 | 人件費 | 費 (千円) | | 経費合計(千円) |
|-----|-----|-----|--------|-----|----------|
| | | | その他() | () | |
| | | | | | |

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

| | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-------------------------|--|
| 所属漁協名 | | 乗組員数 | 人 | |
| 船名 | | 1張り当たりの総延長: | m | |
| 漁船登録番号 | - | 1張り当たりの使用どう数: | 個 | |
| 総トン数 | トン | 総使用張り数: | 張り | |
| 推進機関の種類及び馬力数 | 馬力又はキロワット | 規 | 模 (※何張り敷設しているか記入する。) | |

1 操業状況

| 月 | 操業日数 | 主な魚種別漁獲量 (kg) | | 金額 (円) |
|----|------|---------------|---|--------|
| | | まあなご | 計 | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 計 | | | | |

2 操業に要した所要経費

| 漁具費 | 燃料費 | 人件費 | 費 (千円) | | 経費合計(千円) |
|-----|-----|-----|--------|-----|----------|
| | | | その他() | () | |
| | | | | | |

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和三年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 關 哲 夫

一 制限期間

令和三年十二月一日から令和四年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第五十二条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

| 保護区域名 | 保護区域（表示は、世界測地系による。） |
|--------|--|
| 仙台湾A区域 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分 |
| 仙台湾B区域 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分 |
| 仙台湾C区域 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分 |
| 仙台湾D区域 | 次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分 |